

おむつなどの介護用品が対象の支給制度です

ご自宅で生活されている要介護者の方に対し、経済的負担の軽減を図るため、介護用品購入費の一部を支給する特別給付制度です。

あらかじめ申請することで、月ごとに利用できる「介護用品支給券」を交付します。

【 支給対象者の要件 】 下記要件の全てを満たした場合に、申請することができます。

- 要介護1以上であること。
- 可児市に住民票があり、可児市介護保険の被保険者であること。
- 在宅で生活していること。（介護保険施設に入所していない、病院等に入院していない）
※「住宅型」有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅は、在宅とみなします。
- 申請時に介護保険料を3期以上滞納していないこと。

【 世帯の所得要件と支給上限額 】

申請日時点における要介護度及び支給対象者世帯の課税状況により判断します。

・令和7年2月17日～6月15日までの申請は令和6年度の課税状況

・令和7年6月16日～令和8年3月15日までの申請は令和7年度の課税状況

支給対象者世帯の所得区分		要介護 1～3	要介護 4・5
A	生活保護世帯、市民税所得割額が 45,000 円以下の世帯	月 3,000 円	月 6,000 円
B	市民税所得割額が 45,001 円以上 180,000 円以下の世帯	月 1,500 円	月 3,000 円
C	市民税所得割額が 180,000 円を超える世帯 ※不支給となります	0 円	0 円

【 対象品目 】

- おむつ … 紙おむつ(尿取りパッド含む)、布おむつ、失禁パンツ、おむつカバー
- 防水シーツ

※上記以外の品目(尿取りパッドの代用で使用する生理用品・おしりふきなど)は対象となりません。

【 申請方法 】

- 申請方法等は担当のケアマネジャーにご相談いただけます。
 - 申請書に必要事項を記入し、高齢福祉課(可児市役所東館2階)に提出(郵送可)してください。
(高齢福祉課窓口で申請書を記入する場合は、被保険者番号を確認するために、支給対象者の「介護保険被保険者証」をご持参ください。記入された申請書を提出するだけの場合は必要ありません。)
 - 本人以外にもご家族やケアマネジャー等、代理の方が申請書を提出することができます。
- ※ 年度途中からの申請の場合は、毎月 16 日以後の申請は翌月分からの発行となります。
- ※ 支給対象者及び対象者の属する世帯員の住所が、各年 1 月 1 日現在において、可児市以外の場合、その市町村が発行する課税証明書を添付してください。

【 申請から利用までの流れ 】

① 申請書の提出 （令和7年4月分からの申請は2月17日から受付開始）

高齢福祉課窓口にて申請してください。

<支給要件の調査>

申請者が支給要件を満たしているかを高齢福祉課が調査し、支給の可否及び支給額を決定します。

<支給（不支給）決定通知・支給券の送付>

「支給決定通知書（または不支給決定通知書）」及び支給決定月分から翌年3月分までの「支給券」を、高齢福祉課から申請時に指定された送付先に送付します。

※毎月、上旬・中旬の原則月に2回決定し通知します

② 届いた支給券の利用

届いた支給券を「支給券取扱事業者リスト」掲載の販売事業者にて、対象商品と引き換えてください。

※ 支給券を販売事業者に提出する際に、支給券に受取者の署名が必要です。

※ 支給上限額を超えた分の金額は自己負担となりますので、販売事業者に支払ってください。

※ 支給券の利用期間にご注意ください。有効期限はその月の月末までとなります。

※ 支給券1枚につき、1店舗（事業者）のみの利用となります。おつりは出ません。

<負担額の支払>

高齢福祉課が、各販売事業者から届いた支給券の市負担分の請求を受け、後日販売事業者へ支払います。

【 ご確認いただきたい事項 】

○要介護度に変更があった場合

要介護1～3の方が要介護4・5になった場合、または要介護4・5の方が要介護1～3になった場合は、支給上限額が変更となりますので、変更前の支給券を添付し、「特別給付介護用品購入費支給上限額変更申請書」を提出してください。

毎月16日以降の申請は、翌月分からの変更となりますのでご注意ください。

※変更申請月に既に支給券を利用していた場合は、翌月分からの変更となります。

○支給要件を満たさなくなった場合

介護保険施設に入所した場合や、死亡・転出した場合、その他要介護認定等の支給要件を満たさなくなった場合は、早急に「特別給付介護用品購入費支給廃止届」を提出し、未使用の支給券を返却してください。また、病院に入院している、またはショートステイを利用している間は支給券の利用はできませんので未使用の支給券についても返却してください。

○次年度の支給券について

次年度に支給を希望される場合は、年度ごとに改めて同様の申請が必要となります。

☆ご不明な点はお気軽にご相談ください。

【申請書提出先・問合せ先】 可児市役所 高齢福祉課 福祉政策係

〒509-0292 可児市広見一丁目1番地 TEL (0574) 62-1111 (内線 3222・3238)